

にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務 委託事業者募集プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務

(2) 目的

「にいがた安心こむすび住宅（以下「こむすび住宅」という。）」に関する情報及びポジティブメッセージを一元的に発信することにより、安全・安心な子育て世帯向け住宅の流通促進、リノベーション住宅の魅力発信による需要喚起並びに買取再販事業者の新規参入に向けた気運の醸成を図ることを目的とする。

また、「こむすび住宅」の制度名称を認知していない子育て世帯等に対しても、住宅購入、中古住宅、リノベーション及び住宅取得支援等への関心を契機として制度理解を促し、物件検索、イベント参加、内見申込み及び購入検討につなげることを目指すものとする。

(3) 業務内容

【別紙1】「にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

2 見積限度額

8, 250, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 スケジュール

令和8年	9月24日（木）	募集公示
	10月1日（木）	質問書提出期限
	10月6日（火）	質問に対する回答
	10月9日（金）	参加申込書提出期限
	10月14日（水）	参加資格確認通知発送
	10月28日（水）	企画提案書提出期限
	11月上旬（予定）	事業者決定・結果の通知・公表

4 資格要件

単独の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人による企業連合（以下「企業連合」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 単独の法人

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 新潟県内に事業所又は営業所等がある者であること。
- ウ 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- カ 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- キ 本プロポーザルに関して、企業連合の構成員となっていない者であること。

（２） 企業連合

- ア （１）アからカに掲げる要件をすべて満たす法人により自主的に結成されたものであること。
- イ 企業連合を構成するいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

５ 質問の受付及び回答

（１）提出様式

【別紙 2】「にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託事業者募集プロポーザル質問票」による

（２）提出期限

令和 8 年 10 月 1 日（木）午後 5 時【必着】

（３）提出方法

持参、郵送、電子メールによる。

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第 5 号）第 1 条第 1 項各号に規定する日を除く、各日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

※ 持参以外の場合は提出した旨を電話で連絡すること。

※ 電子メールの場合は件名を「にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託事業者募集プロポーザル質問」とすること。

（４）提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(5) 回答

令和8年10月6日(火)に新潟県ホームページへ掲載する。

なお、回答は募集要領及び仕様書の追加または修正として扱う。

6 参加申込書の提出

(1) 提出様式

【別紙3】「にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託事業者募集プロポーザル参加申込書」による

(2) 提出期限

令和8年10月9日(金) 午後5時【必着】

(3) 提出方法

持参または郵送

※ 持参の場合は、新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く、各日の午前8時30分から午後5時まで。

※ 郵送による場合は、封筒の表に「にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託事業者募集プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、提出期限までに到着するように郵送すること。

なお、提出した旨を電話で連絡すること。

(4) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(5) 提出書類

ア 【別紙3】にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託事業者募集プロポーザル参加申込書

※ 上記4(2)に定める企業連合として本プロポーザルに参加しようとする者は、企業連合を構成するすべての者を連名で記載すること。

イ パンフレット等、会社(法人)の概要が分かるもの

ウ 納税証明書

※ 申込日前3か月以内に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。

エ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの(直近3年間)

(6) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年10月14日(水)に提案資格の確認結果の通知を書面(メール送付)で行う。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年10月28日(水) 午後5時【必着】

(2) 提出先

「12 問い合わせ先」に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（期限必着）

(4) 提出物

ア 企画提案書

【別紙1】「にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託事業者募集プロポーザル仕様書」の記載内容を踏まえ、任意様式により以下全ての項目について記載すること。

(7) 企画概要

事業全体の概要が分かるよう、企画の狙いやコンセプト、ターゲットへのアプローチ手法等について記載すること

(イ) ウェブサイト構成案

サイトマップや主要ページの構成案等について記載すること

(ウ) ウェブサイト名及びデザイン案

サイト名案と併せてトップページデザイン案を作成して提示すること

(エ) 発信記事サンプル

(オ) 制作する動画本数及び企画案

【別紙1】4（1）エに記載の動画について、制作本数を記載するとともに、制作内容ごとの企画意図や期待する効果を記載すること

(カ) 広報・プロモーション計画

【別紙1】4（2）エに記載の広報・プロモーション計画について、ターゲット層へのリーチ及び事業認知度向上を図るための提案を記載すること

(キ) 業務実施スケジュール

本業務全体に係るスケジュールについて具体的に記載すること

(ク) 実績

類似業務実績がある場合、当該業務の概要、成果等について記載すること

(ケ) 体制

担当部署及び責任者、人員体制を記載し、システムを活用する場合は情報セキュリティ管理者を記載すること

イ 見積書

全ての経費についてできるだけ詳細かつ具体的に積算すること

ウ その他

参加者は一つの提案しか行うことができない

(5) 留意事項

ア 企画提案書の用紙は、日本工業規格A列4番の横向き（上下開き）とし、左横書きで記載すること

イ 企画提案書の表紙に「にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務委託事業者募集プロポーザル企画提案書」と表示し、余白に事業者

- 名を記載すること
- ウ 企画提案書の提出部数は6部（正本1部、副本5部）とすること
- エ 提出後の追加や修正は認めない。また、提出資料は一切返還しない
- オ 必要に応じて補足資料等を求める場合がある

8 審査及び結果の通知

新潟県は、提出された企画提案書の内容を書類審査し、にいがた安心こむすび住宅ポータルサイト制作及び情報発信業務の委託先候補者を選定する。

選定に当たっては、次の観点から審査し、委託先候補者となる事業者を決定する。

なお、企画提案書の内容に疑義がある場合は、提案者に対して個別に聞き取りを実施する。

（１）審査基準

下記の審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査項目	評価の視点	配点
目標設定	事業目的及び業務内容を十分理解し、成果目標及びその達成方策が具体的かつ実現性の高い内容となっているか	10点
企画提案	子育て世帯等のニーズや行動特性を踏まえ、制度の認知から制度理解、物件検索、内見申込み及び問い合わせまで、利用者を円滑に誘導する情報設計及び導線となっているか	15点
	利用者が必要な情報へ容易にアクセスできるサイト構成となっており、物件検索機能、問い合わせ機能等が効果的に提案されているか	15点
	特集記事、施工事例、インタビュー及び動画等の企画内容が魅力的であり、制度理解や購入検討の促進につながる内容となっているか	15点
	SEO・AIO対策、SNS活用その他の広報・プロモーション施策が具体的かつ効果的であり、認知度向上が期待できるか	10点
	ターゲット層に対して魅力的かつ親しみやすいデザインであり、スマートフォン利用、アクセシビリティ及び操作性に配慮されているか	10点
運用性	県職員及び登録事業者が容易に情報発信・更新できるシステム構成となっているか	5点
業務遂行能力	業務が確実かつ効果的に遂行できるスケジュールとなっているか	5点
	本業務と類似業務の実績があるなど、経験やノウハウを本事業に活かせるか	5点
保守・サポート体制	公開後の運用支援、保守対応、障害対応及びセキュリティ対策が適切であるか	5点
事業費	提案内容に対して妥当な経費であり、費用対効果に優れているか	5点
合 計		100点

(2) 審査結果の通知

選考結果については、採用・不採用にかかわらず企画提案書の提出があった者全員に書面(メール送付)で通知する。

9 契約の締結

県は、審査会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 契約に係る条件等

- (1) 本業務における個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」、別記2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守すること。
- (2) 契約の締結に際しては、【別紙4】「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。

11 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成等に要する一切の費用（旅費、通信費含む）は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書の審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、【別紙5】「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 期限後に企画提案書を提出した者

12 問い合わせ先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県土木部都市局建築住宅課街並み推進係
TEL：025-280-5442
E-mail ngt160030@pref.niigata.lg.jp